

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成29年 6 月 8 日
【会社名】	株式会社クレストック
【英訳名】	CRESTEC Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高林 彰
【本店の所在の場所】	静岡県浜松市東区笠井新田町676番地
【電話番号】	053-435-3553 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部長 三輪 雅人
【最寄りの連絡場所】	静岡県浜松市東区笠井新田町676番地
【電話番号】	053-435-3553 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部長 三輪 雅人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成29年3月15日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、大野印刷株式会社（以下「大野印刷」）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」）を実施することを決議し、当社、大野印刷、大野印刷株主との間で合意し、同日付で基本合意書を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、平成29年3月22日付で臨時報告書を提出いたしました。

その後、当社は、平成29年6月1日、大野印刷との間で、本株式交換に係る株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結したことから、上記臨時報告書において未定としていた事項等について開示するため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

3. 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

(1) 本株式交換の方法

(2) 本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

4. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

5. 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

3【訂正内容】

訂正箇所には_を付しております。

(訂正前)

3. 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

(1) 本株式交換の方法

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社、大野印刷を株式交換完全子会社とする株式交換により行うことを予定しております。

なお、本株式交換は当社については会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株式総会の承認を得ずに、大野印刷については臨時株主総会において承認を受けたうえで、平成29年7月1日を効力発生日として行う予定であります。

本株式交換の日程は以下のとおりです。

基本合意書承認取締役会（両社）	平成29年3月15日
基本合意書締結日（両社）	平成29年3月15日
株式交換契約承認取締役会（両社）	平成29年6月1日（予定）
株式交換契約締結日（両社）	平成29年6月1日（予定）
株式交換契約承認臨時株主総会（大野印刷）	平成29年6月上旬（予定）
株式交換の予定日（効力発生日）	平成29年7月1日（予定）

(2) 本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

本株式交換に関して、当社が大野印刷の株主には、本株式交換の対価として、当社が有する自己株式を割当交付する予定です。株式交換比率は、第三者機関より提出される算定結果を踏まえ、両社で協議の上、株式交換契約書にて決定する予定であります。

4. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

本株式交換の株式交換比率その他株式交換に係る割当ての内容等の詳細については、外部専門家の評価、助言等を勘案し、今後、関係当事者間で協議の上決定いたします。

5. 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社クレストック
本店の所在地	静岡県浜松市東区笠井新田町676番地
代表者の氏名	代表取締役社長 高林 彰
資本金の額	215百万円
純資産の額	現時点では確定していません
総資産の額	現時点では確定していません
事業の内容	各種マニュアル企画・制作・コンサルティング、翻訳、印刷、パッケージ製造、販売支援サービス、各種コンテンツ制作、ドキュメント制作支援システム開発

なお、本株式交換に係る株式交換契約は未だ締結されておらず、本株式交換の詳細については未定であるため、決定次第、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

(訂正後)

3. 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

(1) 本株式交換の方法

本株式交換は、当社を株式交換完全親会社、大野印刷を株式交換完全子会社とする株式交換により行うことを予定しております。

なお、本株式交換は当社については会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株式総会の承認を得ずに、大野印刷については臨時株主総会において承認を受けただうえ、平成29年7月1日を効力発生日として行う予定であります。

本株式交換の日程は以下のとおりです。

基本合意書承認取締役会(両社)	平成29年3月15日
基本合意書締結日(両社)	平成29年3月15日
株式交換契約承認取締役会(両社)	平成29年6月1日
株式交換契約締結日(両社)	平成29年6月1日
株式交換契約承認臨時株主総会(大野印刷)	平成29年6月9日(予定)
株式交換の予定日(効力発生日)	平成29年7月1日(予定)

(2) 本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

	当社 (株式交換完全親会社)	大野印刷 (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1	9,500
株式交換により交付する株式数	普通株式: 38,000株(予定)	

(注1) 株式の割当比率

大野印刷の普通株式1株に対して、当社の普通株式9,500株を割当て交付いたします。ただし、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変動が生じた場合には、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換により普通株式38,000株を、大野印刷株主に対して割当て交付いたしますが、交付する株式には、当社が保有する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行は行いません。また、本株式交換により交付する株式数は、大野印刷による自己株式の取得・消却等の理由により変動する可能性があります。

当社が大野印刷との間で平成29年6月1日付で締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

株式交換契約書

株式会社クレストック(以下「甲」という。)と大野印刷株式会社(以下「乙」という。)は、平成29年6月1日(以下「本契約締結日」という。)、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(株式交換)

第1条 甲及び乙は株式交換(以下「本株式交換」という。)により、甲を完全親会社、乙をその完全子会社とする。

(株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所)

第2条 甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲(株式交換完全親会社)

商号: 株式会社クレストック

住所: 静岡県浜松市東区笠井新田町676番地

(2) 乙(株式交換完全子会社)

商号: 大野印刷株式会社

住所: 東京都練馬区北町1丁目42番2号

(株式交換に際して交付する株式の数及び割当に関する事項)

- 第3条 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主(甲を除く。)(以下「本割当対象株主」という。)に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に9,500を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
- 2 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式9,500株を割り当てる。
- 3 甲は、前2項に基づき本割当対象株主に対して交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に従い処理する。

(甲の資本金及び準備金の額に関する事項)

第4条 甲の本株式交換に際し増加する資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 0円
(2) 資本準備金 法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
(3) 利益準備金 0円

(株式交換承認総会)

- 第5条 乙は、本株式交換の効力発生日の前日までに株主総会(以下「株式交換承認総会」という。)を招集し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。
- 甲は、会社法第796条第2項の規定により、株主総会の決議を経ないで本株式交換を行う

(株式交換の効力発生日)

第6条 本株式交換の効力発生日は、平成29年7月1日とする。但し、甲と乙は合意により、これを変更することができる。

(会社財産の管理等)

- 第7条 甲及び乙は、本契約締結後、本株式交換の効力発生日の前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行う。
- 2 前項の定めにかかわらず、乙は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時まで、その所有する自己株式(会社法第785条の規定に基づく乙の株主による株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。)の全部を消却する。

(株式交換条件の変更及び本契約の解除)

第8条 本契約締結の日から本株式交換の効力発生日の前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議のうえ株式交換条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第9条 本契約は、乙の株式交換承認総会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

(本契約に定めのない事項)

第10条 本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨にしたがい、甲乙協議のうえ定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年6月1日

(甲) 住 所 静岡県浜松市東区笠井新田町676番地
氏 名 株式会社クレストック
代表取締役 高林 彰

(乙) 住 所 東京都練馬区北町1丁目42番2号
氏 名 大野印刷株式会社
代表取締役 大野 浩司

4. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

(1)算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

税理士法人TGN東京は、当社及び大野印刷から独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換において記載すべき重要な利害関係を有しておらず、公平性を担保できております。

(2)算定の概要

税理士法人TGN東京は両社の株式価値の算定に際して、当社の株式価値については、当社が東京証券取引所市場JASDAQに上場しており、市場価値が存在することから市場株価法を、また、大野印刷の株価については、直近の財務状態に将来の事業活動の状況を評価に反映させるために、時価純資産法とDCF法を併用して算定を行いました。

当社株式の市場株価法においては、平成29年5月1日を算定基準日として、東京証券取引所市場JASDAQにおける算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の各取引日における終値単純平均値にて算定しております。

これに対して大野印刷の時価純資産法及びDCF法においては同社の財務諸表、利益計画等や一定の前提・仮定を基に算定されております。なお、大野印刷の株式価値算定の前提とした利益計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは以下のとおりとなります。

株式交換比率	8,859.26 ~ 13,360.33
--------	----------------------

(3)算定の経緯

当社は、税理士法人TGN東京による株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれ両社の財務状況、資産の状況、財務予測等の将来の見通しを踏まえて、両社で慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

5. 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社クレストック
本店の所在地	静岡県浜松市東区笠井新田町676番地
代表者の氏名	代表取締役社長 高林 彰
資本金の額	215百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません
総資産の額	現時点では確定しておりません
事業の内容	各種マニュアル企画・制作・コンサルティング、翻訳、印刷、パッケージ製造、販売支援サービス、各種コンテンツ制作、ドキュメント制作支援システム開発

以 上